厚木市青年等就農計画認定に関するガイドライン

第１　趣旨

  　 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第14条の

４、第14条の５の規定に基づく青年等就農計画の認定に関して必要な事項を定めるものとする。

第２　青年等就農計画の認定申請

  　 青年等就農計画の認定を申請する者（以下「就農計画申請者」という。）は、市の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等（農業経営を開始して５年以内の青年等を含み、認定農業者を含まない。以下同じ。）であって、青年等就農計画を作成して認定を受けることを希望する者である。就農計画申請者は、青年等就農計画認定申請書（様式1）及び青年等就農計画（様式２）を、市長に提出するものとする。

（１）青年等の範囲

　　 青年等就農計画を作成することができる青年等とは、次のア～ウのいずれかのものとする。

　 ア　青年（18歳以上45歳未満）

　　　 ただし、地域に担い手がいない等やむを得ない事情があると市が認める場合に

は、50歳未満とする。

　 イ　45歳以上65歳未満の者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

（ア）商工業その他の事業の経営管理に３年以上従事した者

（イ）商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役

務の提供の事業に３年以上従事した者

（ウ）農業又は農業に関連する事業に３年以上従事した者

（エ）農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に３年以上

従事した者

（オ）（ア）から（エ）までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認

められる者

　 ウ　ア又はイに掲げる者であって法人が営む農業に従事すると認められる者が役

員の過半数を占める法人

　(２) 就農計画申請者に関する留意事項

ア　新たに農業経営を営もうとする青年等の年齢は、農業経営の開始時の年齢で判

断する。ただし、法人にあっては、登記日における役員の年齢で判断することと

する。また、認定後に農業経営を開始する青年等にあっては、農業経営開始後直

ちに農業経営開始届出書（様式３）により市長に報告することとする。

イ　次の（ア）及び（イ）については、農業経営の開始に当たり自らが行う農業経

営についての収支を明らかにし、親族（三親等以内の者をいう。）の経営との区

分を明確にするため、自らの農業経営の経営収支に関する帳簿の記載と自己の預

貯金口座の開設を行うことが必要である。

（ア）親族の農業経営とは別に新たに農業部門の経営を開始する場合

（イ）農業経営の継承者が親族の農業経営を全部または一部継承して農業経営を開

始する場合

　　　ウ 　新たに農業経営を営もうとする青年等には、過去に農業従事の経験があるが、

現在は農業以外の職業に従事している者であって、新たに農業経営を営もうと

する青年等も含まれる。

　　　エ　新たに農業経営を営もうとする青年等には、農業法人等の従業員として現に農

　　　　業に従事している者も含まれる。

　 (３)　夫婦等の共同申請の取扱い

　　　　 次に掲げる事項の全てが確認できる場合にあっては、複数の者による青年等就

　　　　農計画の認定の共同申請を認めることとする。

　　　　ア　就農計画申請者が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含む。）であること。なお、「同一の世帯」

　　　　　とは、住居及び生計を同じくする親族の集団とする。

　　　　イ　家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生

　　　　　ずる収益が当該就農計画申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関す

　　　　　る基本的事項について当該就農計画申請者の全ての合意により決定することが

　　　　　明確化されていること。

　　　　ウ　当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。

第３　青年等就農計画書の認定

(１)　青年等就農計画の認定要件

市は、申請された青年等就農計画が次に掲げる要件を満たす場合は、その認定を

行うものとする。

ア　その計画が市の基本構想に照らして適切なものであること。

イ　その計画における農業経営の目標について、これまでの研修経験、生産方式等の当該計画に掲げられた各事項間の整合性、農業労働力の確保の実現性等が達成される見込みが確実であること。

　　特に、これまでに研修経験等を踏まえ、その計画の生産方式に係る農業技術を習得していること。また、経営の適正な管理の実施を農業簿記等により行うことが見込まれること。

ウ　第２(１)イに掲げる者にあっては、効率的かつ安定的な農業経営を営むために有する知識及び技能やそれまでの従事した職種、受講した研修・教育等がその計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。

（２）青年等就農計画の認定の通知  
   市が青年等就農計画の認定を行ったときは、当該就農計画申請者に認定証を交付

し通知（様式４－１、４－２）するとともに、農業技術センター（当該部署）、県政

総合センター、農業委員会及び関係農業協同組合に通知（様式５）するものとする。

また、却下する場合は、却下の理由を付し当該就農計画申請者に通知するものと

　　　する。

（３）青年等就農計画の有効期間

青年等就農計画の有効期間は、青年等就農計画の認定をした日から起算して５年（既に農業経営を開始した青年等にあっては認定をした日から、農業経営を開始した日から起算して５年を経過した日まで）とする。なお、変更認定に係る有効期間も、当初の認定期間の残余期間とする。

（４）青年等就農計画の審査体制  
  市は、青年等就農計画の認定に当たり、申請内容を審査するために厚木市認定農

業者支援センターにおいて認定検討会を開催する。

第４　青年等就農計画の変更

第３（１）の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）が認定就農計画を変更するに当たっては、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農時における目標の営農部門、就農地を変更する場合や、２割以上の増減を伴って所得目標又は、年間農業従事日数を変更する場合等には、当該変更について市の認定を必要とし、青年等就農計画認定申請書（様式１）及び青年等就農計画（様式２）を市長に提出するものとする。青年等就農計画の申請及び認定の手続きは、青年等就農計画の認定に準じて行うものとする。

第５　青年等就農計画の取消し  
  青年等就農計画の取消事由は、次によるものとする。

1. 認定要件の該当しないものと認められるに至ったとき。
2. 認定新規就農者が、青年等就農計画に従って必要な措置を講じていないと認め

るとき。なお、病気、災害等のやむを得ない理由により営農を休止する場合は必ず

しも取消事由とはならない。

　（３）法人にあっては第２の（１）ウに掲げる要件を満たさなくなったとき。

　　附　則

平成26年10月１日　施行

　　附　則

平成27年３月27日　施行

附　則

平成27年５月25日　施行

附　則

平成28年２月23日　施行

附　則

平成28年11月８日　施行

附　則

平成30年２月14日 施行